

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

課長補佐 山崎 (内線 3602)

健康保険管理係 今井 (内線 3597)

電話 03(3595)2797(直通)

平成18年9月25日

社 会 保 険 庁

政府管掌健康保険・船員保険出産育児一時金等の  
医療機関等による受取代理について

標記については、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備に関する政令の施行について」（平成18年8月30日保発第0830001号）において、被保険者等の負担を軽減する観点からその導入に努めることとされたところであることから、政府管掌健康保険及び船員保険におけるその実施に当たっては、次のとおりとしたのでお知らせします。

1 目的

出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の受取代理は、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金を事前に申請し、医療機関等が被保険者等に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的とする。

2 対象者

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者（社団法人全国社会保険協会連合会が委託実施している出産費貸付制度を利用する者を除く。）であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者とする。

3 申請手続き

前記1に定める対象者から出産育児一時金請求書（事前申請用）を提出するとともに、母子保健法第1項の規定により交付された母子健康保険手帳その他出産予定日を証明する書類を提示するか、又はその写しを添付すること。

#### 4 出産育児一時金等の支払

医療機関等は、被保険者又は被扶養者が出産後に交付する分娩費請求書及び出産証明書類の写しを社会保険事務所へ送付する。

その結果、

- (1) 請求額が 35 万円以上である場合  
出産育児一時金等の全額を医療機関等へ支払う。
- (2) 請求額が 35 万円未満である場合  
請求額として記載されている額を医療機関等へ支払い、当該請求額と 35 万円との差額については、被保険者に支払う。

#### 5 施行

平成18年10月1日から受付開始。

届書コード	届書
3	2
1	

# 健康保険被保険者家族 出産育児一時金請求書 (事前申請用)

◎記入については、裏面「記入上の注意」をご覧ください。  
 ◎「※」印欄は記入しないでください。  
 ◎添付書類については裏面に掲載してあります。必ずご覧ください。

被保険者証の記号・番号		④ 生年月日		送	
①	②	③	1: 明治 3: 大正 5: 昭和 7: 平成	年	月
⑨ 被保険者(請求者)の氏名と印			(フリガナ)	⑦ 名称	⑧ 所在地
⑩ 被保険者(請求者)の住所			⑩ 郵便番号	(フリガナ)	電話 ( )
被扶養者が出産したための請求であるときは、その者の			⑦ 氏名	生年月日	昭和 平成 年 月 日生
⑫ 出産予定日		平成	年	月	日
入院する医療機関		名称	所在地	⑭ 被保険者と出生児の続柄	
⑮ 法第3条第2項被保険者として支給を受けた場合はその額(調整減額)		円	備考		
⑯ 被保険者の出産育児一時金の請求であるときは、夫の被保険者証の					
記号番号		氏名	勤務先	保険者名	
		( 年 月 日生)			

甲の支払金融機関	⑳ 支払区分	1: 振込 2: 銀行送金 3: 郵便局送金 4: 当地払	㉑ 預金種別	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別段	銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所
	㉒ 口座番号				信連 信漁 道 農協 漁協	本所 支所 本店 支店
銀行送金の場合		銀行	支店	郵便局送金の場合		郵便局

受取代理人の欄  
 甲 ( ) は、医療機関である乙 ( ) を代理人と定め、次の権限を委任します。  
 甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(上限35万円)の受領に関すること。  
 平成 年 月 日  
 甲(被保険者)の住所 氏名 (印)  
 乙(代理人)の住所 氏名 (印)  
 電話 ( )

乙の支払金融機関	⑳ 支払区分	1: 振込 2: 銀行送金 3: 郵便局送金 4: 当地払	㉑ 預金種別	1: 普通 2: 当座 3: 通知 4: 別段	銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所
	㉒ 口座番号				信連 信漁 道 農協 漁協	本所 支所 本店 支店
銀行送金の場合		銀行	支店	郵便局送金の場合		郵便局

社会保険労務士の提出代行者印 (印)

平成 年 月 日提出  
 受信日付印

## 被保険者の皆様に対する留意事項

1. この請求書による出産育児一時金の請求書による事前申請は、出産予定日まで1ヶ月以内であることとなっております。
2. この請求書を提出いただいた場合、出産予定の医療機関等と社会保険事務所等の間において、請求書の受付の有無、分娩に関する証明、及び分娩費用に関する情報の提供を行いますのであらかじめご了承ください。標題の「被保険者」「家族」の文字は、いずれか該当する方をマル（○）で囲んでください。
3. ④の欄は、該当する番号をマル（○）で囲んでください。
4. ⑨の欄は、被保険者が自ら記入（自署）する場合には、押印は不要です。なお、被保険者以外の方の押印を省略することはできません。
5. この請求書の提出に当たっては、次の書類を提示するか、又はその写しを添付してください。  
・母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類

## 医療機関等の皆様に対する留意事項

1. この請求書を受け付けた時は、社会保険事務所等から受付を行った旨連絡しますので、住所・名称・電話番号を記載してください。
2. 分娩し、分娩費用が確定した場合は、分娩費請求書及び出産証明書類の写しを速やかに社会保険事務所へ提出してください。この場合、社会保険事務所から請求書を受付報告書の送付の際同封する用紙も記入の上、送付してください。

## 被保険者・医療機関等の皆様に対する留意事項

1. この請求書による出産育児一時金の支払は、次のとおりです。
  - (1) 医療機関等の出産に係る請求額が35万円以上である場合  
出産育児一時金等の全額を医療機関等へお支払いします。
  - (2) 医療機関等の出産に係る請求額が35万円未満である場合  
請求額として記載されている額を医療機関等へお支払いし、その請求額と35万円との差額については、被保険者へお支払いします。
2. ⑩⑪の欄は、該当する番号をマル（○）で囲んでください。
3. ⑫の欄は該当する金融機関をマル（○）で囲んでください。⑩支払区分の内容は次のとおりです。

支払区分	内 容
1 振込	給付が決定した場合、指定の金融機関の口座へ振込みます。郵便局の口座への振込は行っていません。
2 銀行送金	給付が決定した場合、指定の銀行の窓口で受け取ることができます。
3 郵便局送金	給付が決定した場合、指定の郵便局の窓口で受け取ることができます。
4 当地払	給付が決定した場合、管轄の社会保険事務所の窓口で指定された日時に受け取ることができます。

※「2 銀行送金」と「3 郵便局送金」は、指定できない場合があります。希望されるときはあらかじめ社会保険事務所にご確認願います。

※「当地払い」は、管轄の社会保険事務所から通知により指定された日時に受けることとなりますので、ご了承ください。

以上により、銀行等に口座がある場合は、便利で確実な「振込」を希望されることをおすすめいたします。

【 ないで下さい この欄は記入し 】	決裁年月日	平成 年 月 日	局(所)長	次長	課長	係長	係員
	起案年月日	平成 年 月 日					
	支給額	円		資金 前渡官吏	課長	係長	係員
	資格取得年月日	昭和・平成 年 月 日					
	資格喪失年月日	平成 年 月 日					

船員保険 出産育児一時金 支給請求書  
 家族出産育児一時金

平成 年 月 日請求

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	①被保険者証の記号番号	②被保険者の氏名、生年月日	(フリガナ) 明・大・昭・平 年 月 日生	印	
	③被保険者の現住所 (郵便番号及び電話番号)	(〒 )	【電話 ( )】		
	④船舶所有者の氏名・住所				
	⑤出産予定日	平成 年 月 日			
	⑥入院する医療機関等の名称・住所				
	⑦被扶養者の出産であるときは、その氏名、生年月日			昭和 平成	年 月 日
	⑧備考				
⑨被保険者の引渡し希望の銀行又は郵便局名	銀行	支店	普通 第 号 当座	郵便局	

委 任 状	⑩甲 ( ) は、医療機関等である乙 ( ) を代理人と定め、次の権限を委任する。 甲が請求する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額 (上限35万円) の受領に関する事。			
	平成 年 月 日			
	甲 (被保険者) の住所	氏名	印	
	乙 (代理人) の住所	(フリガナ) 氏名	印	
	電話	( )		
⑪代理人の引渡し希望の銀行又は郵便局名	銀行	支店	普通 第 号 当座	郵便局

## 記入上の注意

### I 被保険者への注意事項

1. この請求書による出産育児一時金の請求書による事前申請は、出産予定日まで1ヶ月以内であることとなっております。
2. この請求書を提出いただいた場合、出産予定の医療機関等と船舶所有者の住所地を管轄する社会保険事務局または社会保険事務所（以下「社会保険事務局等」といいます。）の間において、請求書の受付の有無、分娩に関する証明、及び分娩費用に関する情報の提供を行いますのであらかじめご了承願います。標題は、被保険者が出産したときは、「出産育児一時金」を、被扶養者が出産したときは、「家族出産育児一時金」を○印で囲んで下さい。
3. この請求書の提出に当たっては、次の書類を提示するか、又はその写しを添付してください。  
・母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類
4. ⑥欄の入院する医療機関等の名称・住所は、入院する病院、診療所又は助産所などの医療機関の名称及び住所を記入してください。
5. ⑦欄は、被保険者(本人)の出産費の請求であるときは、斜線で抹消してください。

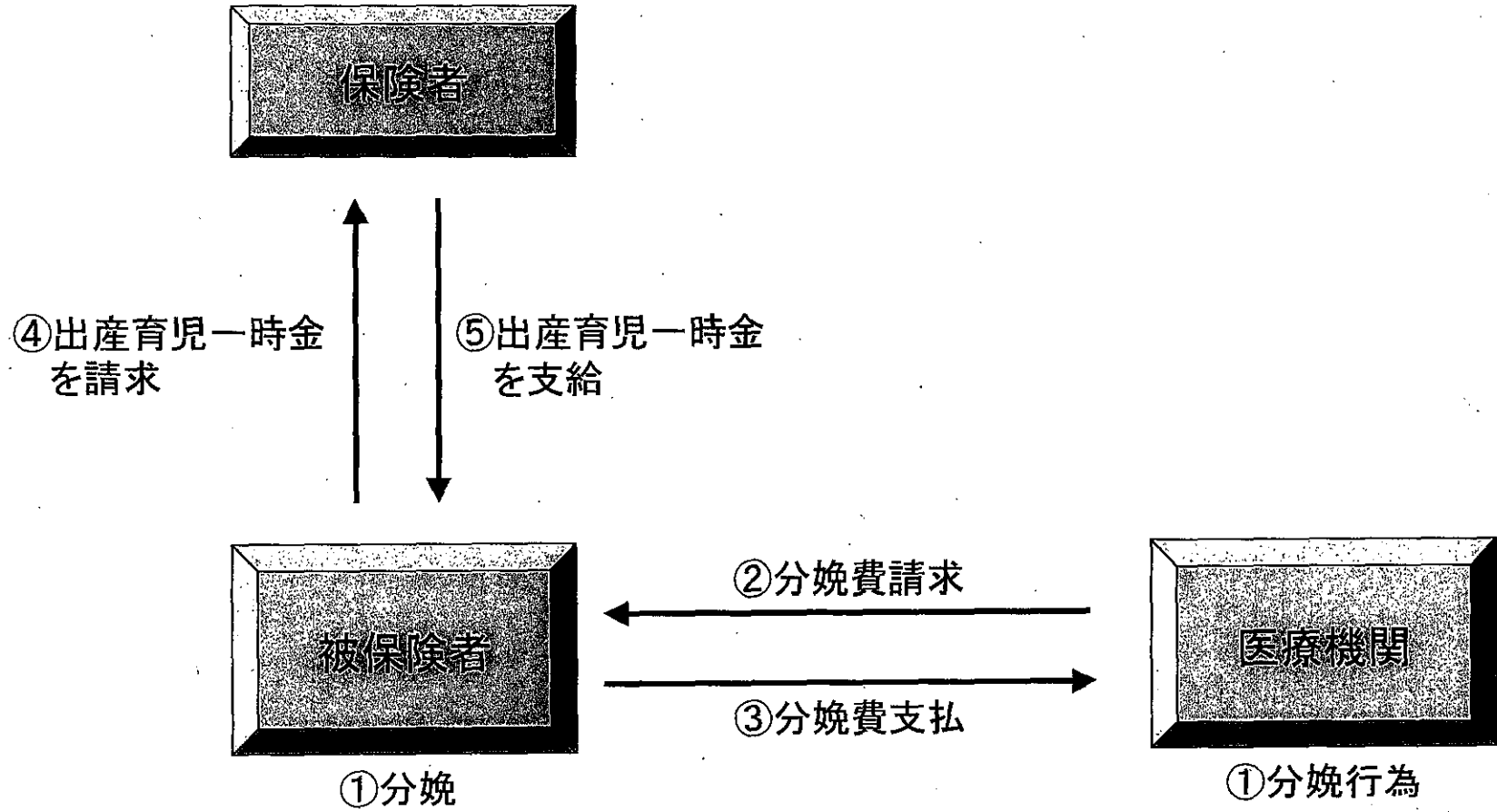
### II 医療機関等への注意事項

1. この請求書を受け付けた時は、社会保険事務局等から受付を行った旨連絡しますので、住所・名称・電話番号を記載してください。
2. 分娩し、分娩費用が確定した場合は、分娩費請求書及び出産証明書類の写しを速やかに社会保険事務局等へ提出してください。この場合、社会保険事務局等から請求書を受付報告書の送付の際同封する用紙も記入の上、送付してください。

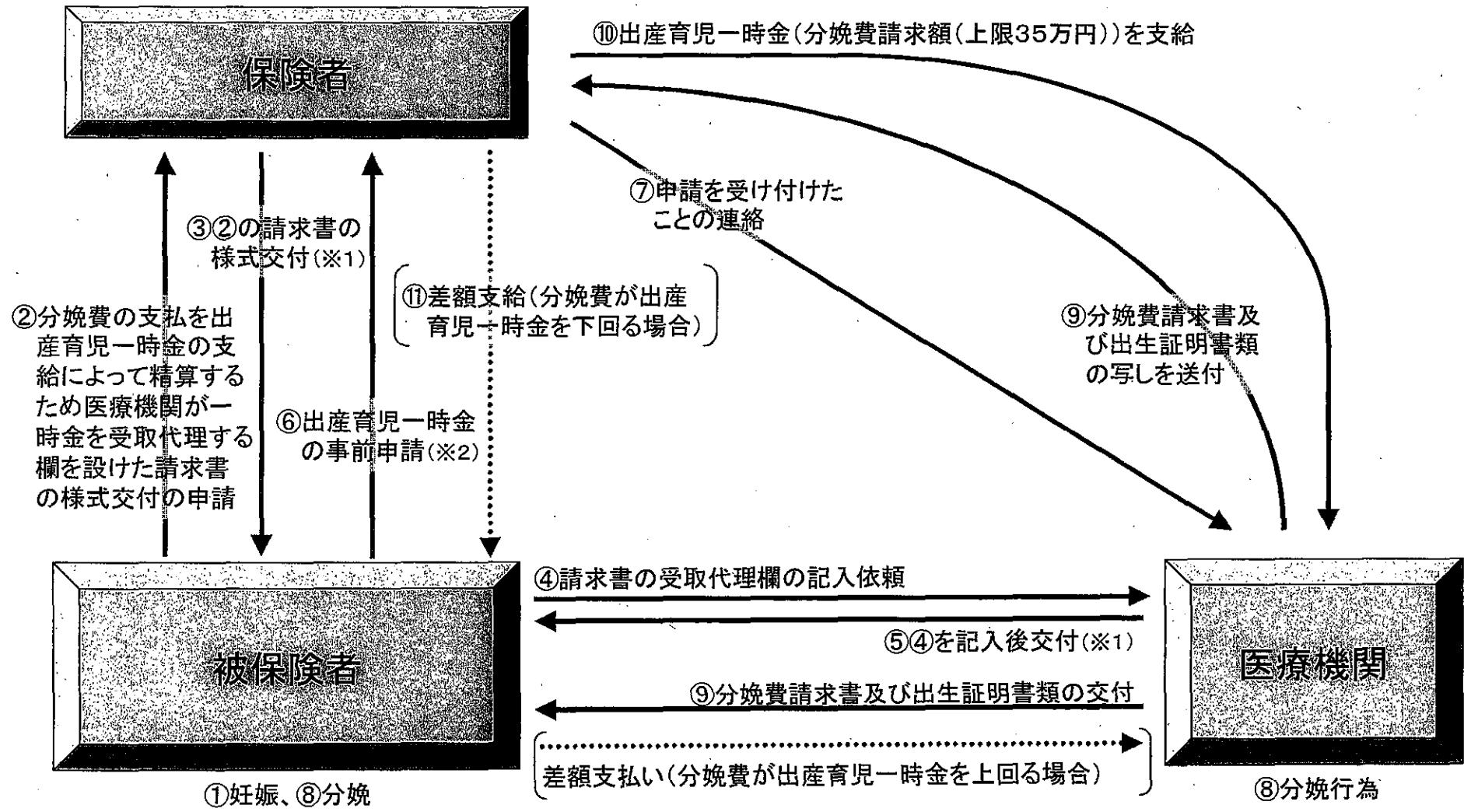
### III 被保険者・医療機関等への注意事項

1. この請求書による出産育児一時金の支払は、次のとおりです。
  - (1) 医療機関等の出産に係る請求額が35万円以上である場合  
出産育児一時金等の全額を医療機関等へお支払いします。
  - (2) 医療機関等の出産に係る請求額が35万円未満である場合  
請求額として記載されている額を医療機関等へお支払いし、その請求額と35万円との差額については、被保険者へお支払いします。

分娩から出産育児一時金の支給まで(現行)



# 妊娠から出産育児一時金による精算まで(改善案)



※1 ③及び⑤の交付に当たって、事実上保険者及び医療機関の同意を得ることとなる。  
 ※2 ⑥の事前申請は、出産予定日まで1ヶ月以内であることを要件とする。(現行の出産費貸付制度を参考)



# 年金を 受給

国民年金  
老齢基礎年金

厚生年金保険  
老齢厚生年金

抜粋版

## される皆様へ

### 届出・手続きの手引き



年金証書と一緒に保管し、  
必要なときに読み返してお役立てください。

社会保険庁  
社会保険業務センター

# 「年金証書・裁定通知書」の見方

① 年金を受ける権利を得た年月です。

② 年金を受けられることが決定した日です。

③ 記載された月分から年金が受けられます。

④ ⑩により計算した金額(基本額)です(30頁以降を参照)。

⑤ 配偶者、子の加給年金額の合計額です(32頁参照)。

⑥ 繰下げ請求したことにより増額される額です(36～37頁参照)。

⑦ 支給停止される額です。  
〔停止事由(★1の数字)は「年金証書・裁定通知書」の裏面の説明と照らし合わせてご確認ください〕

⑧ 老齢厚生年金の年金額です。  
(④+⑤+⑥-⑦)

⑨ ⑩ 「④基本額」を計算するときに用います(30頁以降を参照)。

⑪ 「④基本額」の計算の基礎となっている被保険者期間の月数です。

【はじめにご覧ください】

- 「国民年金・厚生年金保険年金証書」は、老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方に共通のものです。
- 老齢厚生年金を受けられる方が、1年間に受けられる年金額は「⑧年金額」欄に記載されています。
- 老齢基礎年金を受けられる方が、1年間に受けられる年金額は「⑨年金額」欄に記載されています。

(注意事項)

- 「年金証書・裁定通知書」に記載されている金額等(④～⑩)および(★1～★2)は、年金を受ける権利を得たときや、報酬が変わったとき、または法律改正による年金額の改定がある場合などは、別途送付される「裁定通知書・支給額変更通知書」などで、今後の年金額をお知らせします。
- ★の項目の説明については、「年金証書・裁定通知書」の裏面をご覧ください。

届出をするときやお問合わせのときは、基礎年金番号・年金コードを必ずお知らせください。

⑬ 記載された月分から年金が受けられます。

⑭ ⑩により計算した金額(基本額)です(34頁参照)。

⑮ 振替加算の額です(34頁参照)。

⑯ 繰下げ請求したことにより増額される額です(36～37頁参照)。

⑰ 繰上げ請求したことにより減額される額です(32～33頁参照)。

⑱ 支給停止される額です。  
〔停止事由(★2の数字)は「年金証書・裁定通知書」の裏面の説明と照らし合わせてご確認ください〕

⑲ 老齢基礎年金の年金額です。  
(⑭+⑮+⑯-⑱)  
または  
(⑭+⑮-⑱)

⑳ 「⑭基本額」を計算するときに用います(34頁参照)。

国民年金 厚生年金保険年金証書

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
---	---	---	---	---	---

★1

国民年金 裁定通知書

⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
---	---	---	---	---	---	---

★2